

札幌くらぶ会則の一部変更について

(1) 改正文

札幌くらぶ会則の一部を次のように変更する。

第7条第1項第1号中「年額2,500円（うち、500円は札幌交響楽団支援金に充てる。）」を「年額3,000円（うち、500円は札幌交響楽団支援金に充てる。）」に改める。

附 則（平成27年6月20日総会議決）

この会則は、平成27年6月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(2) 新旧対照表

新条文	旧条文
<p>(会費)</p> <p>第7条 会費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) マスター会員は、<u>年額3,000円</u> <u>(うち、500円は札幌交響楽団支援金に充てる。)</u></p> <p>(2) ファミリー会員は、1人につき年額1,000円</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(会費)</p> <p>第7条 会費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) マスター会員は、<u>年額2,500円</u> <u>(うち、500円は札幌交響楽団支援金に充てる。)</u></p> <p>(2) ファミリー会員は、1人につき年額1,000円</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>
<p>附 則（平成27年6月20日総会議決）</p> <p>この会則は、平成27年6月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p>	